



さぬき水田営農だより

第87号 (発行日) 令和元年12月24日 (発行) 香川県農業再生協議会水田部会 (事務局) 香川県農業協同組合中央会

さぬきの米の振興に向け、 令和2年産の主食用米の 「生産の目標」を決定

●香川県における「生産の目標」

米政策の見直しがされた平成30年産からの2年間、本県の主食用米の需要に応じた生産を進める目安として作付けの実態を踏まえて「生産の目安」を示してきました。しかし、ここ数年、主食用米の大幅な作付減少が続き、産地としての米の生産量の確保、また水田の維持が危ぶまれる状況になっています。

このため、令和2年産から、主食用米の生産の振興に向けた作付面積・生産量の目指すべき水準として、名称を「**生産の目標**」に改め、主食用米の生産・販売の方向性など、生産者の皆さまに情報提供しながら作付の推進を行うこととしました。

さぬきの米生産は今が正念場。この「生産の目標」の達成を目指して、生産者の皆さまには、積極的な作付けと適切な栽培管理による収穫量(生産量)の確保をお願いします。

令和2年産の主食用米の「生産の目標」

※()の数値は生産の目安

県全体・地区営農C (市町)	生産の目標		【参考】 令和元年産(12月現在)		【参考】 平成30年産(実績)	
	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)
県全体	13,000	64,480	※(13,010)	※(64,530)	※(13,800)	※(68,448)
大川(さぬき市、東かがわ市)	2,080	10,317	1,929	8,980	2,004	9,520
中央(高松市、三木町、直島町)	3,350	16,616	3,061	14,590	3,203	15,561
小豆(土庄町、小豆島町)	100	496	100	430	100	439
綾坂(坂出市、宇多津町、綾川町)	1,500	7,440	1,371	6,356	1,429	6,779
仲多度(丸亀市、善通寺市、琴平町、 多度津町、まんのう町)	3,160	15,674	2,892	13,623	3,036	14,626
三豊(三豊市、観音寺市)	2,200	10,912	2,114	9,847	2,145	10,198
豊南(観音寺市)	610	3,026	576	2,683	595	2,822

注1)「生産の目標」の生産量換算値(トン)は、全て県の平均収量496kg/10aにより算定。

注2)【参考】の令和元年産及び平成30年産は、農業共済引受面積を基に農業生産流通課で換算した数値。
なお、県全体の数字は農林水産省統計公表値、ラウンドにより各地区営農センター合計とは一致しない。

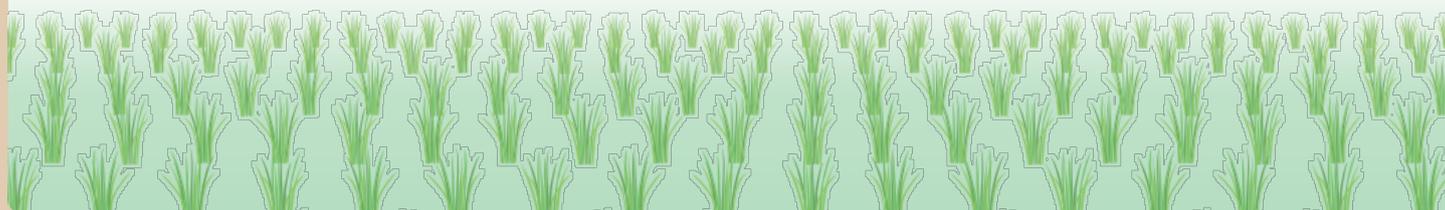
● 主要品種の生産・販売の方向性

品種名	販売状況と生産の方向性（JA香川県取扱より）
おいでまい	約65%が県内向けに家庭用精米として流通され、学校給食でも使用されています。良食味を維持しつつ、品質の向上に努め、香川県を代表するオリジナル米として、販売動向をみながら作付面積・生産量を増加させていきます。
コシヒカリ	約80%が県内向けに流通し、家庭用精米の定番となっています。県内を主体に需要はありますが、麦との二毛作を踏まえた水稻の中生品種や業務用途向けの主食用多収品種へ転換を図ることから、作付面積・生産量を減少させていきます。
ヒノヒカリ	約65%が関西圏など県外向けに流通し、主に業務用途での需要が多くなっています。需要に応じた生産を進める必要から、作付面積・生産量を維持・増加させていきます。
あきさかり	大川、綾坂、豊南地区を中心に導入されています。導入間もないことから、今後は販売動向や生産状況をみながら増加させていきます。

- 「生産の目標」達成を目指して、主食用米を確実に作りましょう！
- 主食用米に麦等を組み合わせ、二毛作により収益の向上を実現しましょう！

「水稻の生産振興方針」の概要

- 県農業再生協議会では、平成30年産の米政策見直し以降、主食用米の「生産の目標（目安）」を決定するとともに、県産米の生産状況、需要動向や販売戦略を踏まえ、今後の水稻生産、水田の有効活用による水田農業の振興に向けた方針を策定しています（平成29年12月19日策定）。
県下の主食用米の大幅な作付減少の状況を踏まえ、この12月に一部の内容の改正を行い、作付面積の確保と需要に応じた生産を図ることとしました。



香川県水稻の生産振興方針

◎県産米の作付面積の確保と一層の売れる米づくりの推進、国内外の需要に的確に対応した生産・供給を図るため、以下の3点を重点的に取り組む。



- **二毛作を基本とした米作付面積（県産米の生産量）の確保**
- **「おいでまい」を核とした県産米の戦略的な生産**
- **多収品種の導入等による業務用米の生産拡大**

■主食用米

●家庭用

供給先等：スーパー、量販店、産直市、自家消費、縁故米
「おいでまい」：県民米、ブランド米として高品質・良食味を維持した生産
「コシヒカリ」：二毛作の推進、多収品種への転換等による生産減少

●業務用

供給先等：外食（レストラン、飲食店）、中食（弁当、冷凍米飯）、学校給食
「ヒノヒカリ」：京阪神向けの安定的な販路確保のための生産維持
「おいでまい」：県内外の学校給食向け等に対応した生産
※低コスト生産のため、「あきさかり」等の新たな主食用多収品種を導入

将来の品種別生産イメージ

※矢印は将来的な生産の方向性を示す



家庭用と業務用のバランスの取れた生産による 県産米の有利販売

◆米の輸出は、将来を見据えて、今後の需要動向の変化に対応した新たな需要開拓等の観点から取り組む。

■非主食用米（飼料用米、WCS用稲、加工用米など）

○需要に応じた生産を進めるとともに、水田の有効利用を図るため、安定生産に取り組む。

米の作付面積（県産米の生産量）の確保

追加配分に伴う

令和元年度 産地交付金の助成単価の見直し

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

令和元年度の産地交付金については、当初1回目の配分額として9割が交付されており、今回、2回目の配分が行われました。2回目の配分により、上限単価を設けていた品目について見直しを行い、全て当初額から最高額の上限単価（上段（赤字）の金額）に見直します。



具体的な用途

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けする必要があります。)		元年度の交付単価 (10a当たり)
多様な水稲の生産拡大	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米【飼料用米、米粉用米、WCS用稲】に取り組んだ面積に対して加算	い ず れ か を 交 付 (新規需要米)
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の「多収品種」に取り組んだ面積に対して加算	
	加工用米の作付面積に対して加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組む必要があります。)	
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算 (※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	8,000円 ←当初3,600円
	さらに法人格を有する場合は加算	+2,000円 ←当初1,800円
	さらに「さぬきの夢2009」を作付した場合は加算	+2,500円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)等が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算	15,000円 ←当初13,500円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算	12,000円 ←当初10,500円
園芸作物等の生産振興	地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物など、地域の主要品目の作付面積等に対して助成 ※詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に設定
	そば、なたねの作付面積に対して助成 ※排水対策を実施する必要があります。	基 幹 作
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「新市場開拓用米(輸出用米等)」の面積に対して助成 ※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。	
その他	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成 (※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布する必要があります。)	13,000円 ←当初11,500円

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

地域農業の将来について話し合いをお願いします

人・農地プランの実質化を進めていきます。

「後継者がいない」、「誰が地域の農地を守るのか」、「集落営農がしたい」、「基盤整備を行いたい」、「農地を誰かに預けたい」など地域の農業の問題について、地域で話し合いをして将来の方針を定めることが重要です。

このため、今後、市町では農業委員会等関係機関と連携し、各地域において話し合いを行い、その結果をまとめた『人・農地プランの実質化』を進めていきます。

人・農地プランの実質化の取組みの流れ

地域の人・農地の現況等についてアンケート
(農業委員会の戸別訪問等)

アンケート結果をもとに地図を作成
(農業者の年齢及び後継者の有無など)

集落での話し合い
(地図をもとに現状の把握、課題の共有)

地域農業の将来方針を決定
(人・農地プランの実質化)

「人・農地プラン」の実行

～話し合いの結果がまとまったら～

農地を預けたい方は……農地機構（各市町農業委員会に農地集積専門員が駐在）

集落営農や後継者問題は…お住まいの市町又は農業改良普及センター

基盤整備等の相談は……お住まいの市町又は土地改良事務所

にご相談ください



人・農地プランを実現するために、 農地の貸借や新規就農の支援策をご活用ください

●農地の貸借に対する支援

事業名	事業内容	助成内容	担当
農地集積補助金 交付事業	農地機構から新たに農地を借り受ける担い手（認定農業者、認定新規就農者等）を支援	新たに借り受けた面積に応じて、10a当たり2万円を交付（経営規模が20ha以上の場合は1万円）	県農業経営課 市町農業担当課
地域集積協力金 交付事業	農地機構に地域内のまとまった農地を貸し付け、担い手に集積した地域を支援	地域の農地の機構活用率に応じて、10a当たり1.0万円～2.8万円を交付	県農業経営課 市町農業担当課
経営転換協力金 交付事業	農業経営をリタイアし、農地機構に10年以上農地を貸し付ける農業者を支援	機構へ貸し付ける面積に応じて、10a当たり1.5万円を交付	県農業経営課 市町農業担当課
農地集積設備 導入支援事業	担い手（認定農業者、新規就農者等）が農地機構を活用して規模拡大等をする場合に必要な機器・資材の整備を支援	事業費の1/3以内（上限あり）	農地機構

●新規就農者に対する支援

事業名	事業内容	助成内容	担当
農業次世代人材 投資資金	就農前の県農業大学校での研修期間（準備型）や就農後経営を確立するまでの期間（経営開始型）の資金を支援	<ul style="list-style-type: none"> 準備型：研修生に年150万円交付（最長2年間） 経営開始型：認定新規就農者に年150万円交付（額の変動あり）（最長5年間） 	県農業経営課 市町農業担当課
経営発展支援 事業	認定新規就農者等の農業用機械・施設の導入や遊休施設等の整備に係る経費を支援	1/3以内（上限200万円、栽培管理用施設は上限400万円）	県農業経営課 市町農業担当課

※上記支援策は令和元年11月時点のものです。今後変更される場合があります。

各種支援策については、各市町農業担当課または県農業改良普及センターにお問合せください

●稲・麦類・大豆を栽培する皆さまへ

平成30年4月、主要農作物種子法が廃止となりましたが、香川県では、香川県主要農作物採種事業実施要領に基づき、これまでと変わらず香川県主要農作物種子協会、JA香川県と連携し、稲・麦類・大豆の種子の生産と安定供給に取り組んでまいります。

種子の販売についても、これまでどおり種子協会を通じてJA香川県が行いますので、生産者の皆さまにおかれましては、今後とも稲・麦類・大豆の生産及び種子更新について御理解をお願いいたします。

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課…………… TEL：087-825-2503
 香川県農業協同組合 営農部農産販売課…………… TEL：087-818-4109
 香川県農政水産部 農業生産流通課…………… TEL：087-832-3418
 香川県農業再生協議会ホームページ…………… <https://www.kagawa-saiseikyo.jp/>